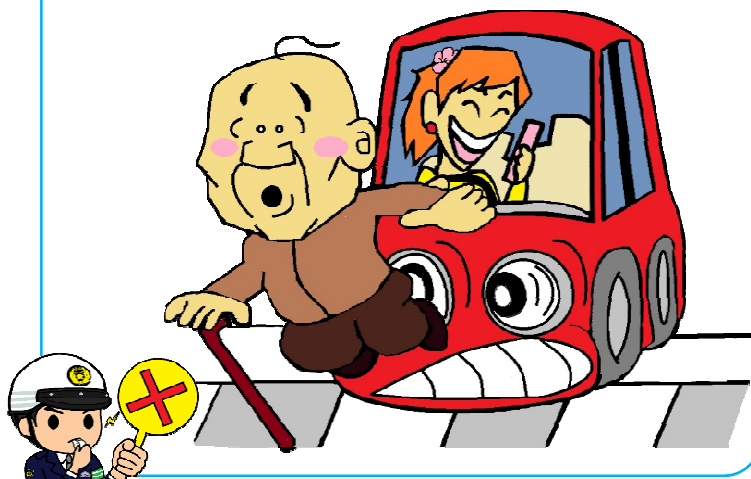


やめよう！「ながら運転」

携帯電話（スマホ）



カーナビ

携帯電話使用等に係る交通事故件数は増加傾向にあるなど、運転中にスマートフォンやカーナビ等を見たり操作したりする、いわゆる「ながら運転」は大きな問題となっています。

「ながら運転」は、周囲の交通の状況などに対する注意が不十分になり、大変危険です。

運転中にスマートフォンなどをどうしても使用しなければいけないときは、必ず安全な場所に停止してから使用しましょう！



Check

道路交通法が改正されます！

携帯電話使用等に関する罰則強化等

携帯電話使用等に関する罰則の強化を含む改正道路交通法が令和元年6月5日に公布され、公布後6月以内に施行されます。

○交通の危険を生じさせた場合

- ・1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に引上げ（現行：3月以下の懲役又は5万円以下の罰金）
- ・交通反則通告制度の対象から除外

○交通の危険を生じさせた場合以外

- ・6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に引上げ（現行：5万円以下の罰金）
- ・反則金の限度額を引上げ（例：普通自動車等 8千円→4万円）

○携帯電話使用等に起因する人身事故を起こした場合を運転免許の効力の仮停止の対象に追加



福井県警察